（ふ）

ファルジン注200mg	10%2mL1管
プリーラディスポ関節注25mg	1%2.5mL1筒
プロポフォール注1%「F」	200mg20mL1瓶
プロポフォール注1%「F」	500mg50mL1瓶
プロポフォール注1%「F」	1g100mL1瓶

（ら）

ライゾデグ配合注　ペンフィル	300単位1筒

（り）

リナセート輸液	200mL1瓶

（わ）

YDソリターT1号輸液	200mL1瓶
YDソリターT1号輸液	500mL1瓶
YDソリターT3号G輸液	200mL1瓶
YDソリターT3号G輸液	500mL1瓶
YDソリターT3号輸液	200mL1瓶
YDソリターT3号輸液	500mL1瓶

外　用　薬

品名	規格単位

（あ）

アイケアミニ点眼液0.3%	0.3%0.4mL1個
アセチルシステインNa塩注入・吸入用液20W／V%「あゆみ」	17.62%2mL1管

（い）

インタールカプセル外用20mg	20mg1カプセル

（え）

エアゾリンD1	1g

（か）

カルプラニン外用液5%	5%1mL

（き）

キセノン－133VSSガス	370MBq1ガラス筒

（く）

グリセリン浣腸液50%「東豊」	50%40mL1個
グリセリン浣腸液50%「東豊」	50%60mL1個
グリセリン浣腸液50%「東豊」	50%110mL1個
グリセリン浣腸液50%「東豊」	50%150mL1個

（さ）

サラシルト膣坐剤100mg	100mg1個

（て）

テルシガンエロゾル100μg	0.178%9.5g1瓶

（は）

パッチテストテープ「塩化コバルト」16μg	1枚
パッチテストテープ「重クロム酸カリウム」19μg	1枚
パッチテストテープ「チメロサール」6.5μg	1枚
パッチテストテープ「ホルムアルデヒド」150μg	1枚
パッチテストテープ「メルカプトベンゾチアゾール」61μg	1枚
パッチテストテープ「硫酸ニッケル」160μg	1枚
パッペンKパップ60mg	20cm×14cm1枚

（ひ）

ヒアールミニ点眼液0.3%	0.3%0.4mL1個
ビルヘキサルクリーム5%	5%1g

（ふ）

フェルマジン・アルコールW消毒液（0.5w／v%）	0.5%10mL

（へ）

ベスタゾンクリーム0.05%	0.05%1g
ベスタゾン軟膏0.05%	0.05%1g

（よ）

㊞　ヨードチンキ「三恵」	10mL

○厚生労働省告示第三百九十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月十八日から適用する。

平成二十八年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の2233から2245までの項中

なし	プロスタグランジンI2製剤（注射薬に限る。），トレプロスチニル，イロプロスト，マシテンタン，アンブリセンタン，リオシグアト，ボセンタン水和物，シルデナフィルクエン酸塩，タダラフィル，J045なし	を	なし　プロに限ト，オシバダラ

スタグランジンI2製剤（注射薬る。），トレプロスチニル，イロプロスマシテンタン，アンブリセンタン，リグアト，ボセンタン水和物，セレキグ，シルデナフィルクエン酸塩，タフィル，J045なし

に、

3あり	マシテンタン，アンブリセンタン，リオシグアト，ボセンタン水和物	

を

3あり	マシテンタン，アンブリセンタン，リオシグアト，ボセンタン水和物，セレキシパグ	に、同表の3197及び3198の項中

なし	ウスルマブな

テキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダブ，インフリキシマブ，アダリムマし

を

なし	ウステキヌマブ，セクキヌマブ，ブロダルマブ，イキセキズマブ，インフリキシマブ，アダリムマブなし